

京都市国際交流会館内２階スペースの活用事業者募集要項
不動産仲介事業者向け補足事項

今回の募集については、不動産仲介事業者の方が、標記のスペースの運営を希望する事業者（以下「希望事業者」という。）を仲介・斡旋していただくことも可能です。下記の条件等を御確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

記

１ 仲介斡旋できる不動産仲介事業者の条件

- (1) 宅地建物取引業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者であること。
- (2) テナントの斡旋実績があること。
- (3) 斡旋した希望事業者との連絡調整等を行えること。
※ ただし、応募申込に必要な書類の作成については希望事業者自身に行っていただく必要があります。

２ 仲介手数料

- (1) 希望事業者からの提案使用料（年額）の１箇月分に当たる金額とします。
- (2) 成功報酬とし、斡旋した希望事業者が当該スペースの使用者と選定され、同者から京都市への使用料の納入が確認できた後にお支払します。
※ 斡旋した希望事業者が当該スペースの使用者と選定された場合においても、使用許可申請を行わず、又は京都市に使用料を納入しなかった場合は、仲介手数料を支払うことはできません。

３ 提出書類

- (1) 斡旋した希望事業者が提出する「参加申請書（様式１）」に不動産仲介事業者の情報を記載してください。
- (2) これまでの主なテナント斡旋実績（書式自由）を「４問合せ及び提出先」に書面で御提出ください。

４ 問合せ及び提出先

〒604－8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地 京都市役所（本庁舎４階）

京都市総合企画局国際交流・共生推進室（担当：北川・竹原）

電話：（０７５）２２２－３０７２ FAX 番号：（０７５）２２２－３０５５

電子メールアドレス：kokusai@city.kyoto.lg.jp